

臨床倫理指針

当院は、基本的人権および当院の「理念・基本方針」に基づき、患者にとってもっとも望ましい医療を適切かつ十分に提供することを目的として、臨床における倫理に関する方針を定めます。また行政機関、医療機関、介護施設等と連携し、地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命とします。

I. 原則

1. 生活の質（以下 **QOL**）までを考慮に入れた、最適で良質かつ安全な医療を提供します。
 - (1) 治療との兼ね合いを考えながら、**QOL** が保たれるように配慮します。
 - (2) 患者さんにとって安楽な治療法を、リハビリテーションや緩和ケアも含めて計画し提示します。
2. 患者さんの人格と尊厳および意思を尊重します。
 - (1) 「説明と同意」を基本として十分な話し合いを行った上で、患者さんの意向に基づいた検査や治療法を選択します。
 - (2) 患者さんに判断能力がない場合には、家族または患者さんの代理人（以下、家族等という）により代理決定を行います。
 - (3) 提示した治療を拒否された場合はその理由を検討し、最善と思われる他の治療と対策を患者さんおよびその家族等と一緒に考えます。
3. 医学的適応を確認し、最良で最適な医療を行います。
 - (1) 患者さんの病気の診断および予測される予後から治療目標を設定し、最も適切と思われる治療法を提示します。
 - (2) 医療行為により、患者さんにいかにして利益をもたらすかを考えて実行します。
4. 患者さんを取り巻く社会的環境を把握して医療を提供します。
 - (1) 患者さんの治療に際して影響を及ぼす家族の問題についても考慮して療養生活に活かします。
 - (2) 患者さんの経済状況や宗教に関しても考慮します。
 - (3) 患者さんの症状、所見、治療や家族歴等に関する守秘義務を遵守します。

II. 主な倫理的課題への対応

1. 有益な治療を拒否する患者への対応

医師は治療によって生じる患者の負担および利益を明確に説明します。そのうえで望まない治療を拒否できる権利は患者に保障されています。ただし、感染症法令に基づき、治療拒否は制限される場合があります。

2. 宗教的理由により輸血療法を拒否する患者への対応について

日本麻酔科学会が策定した「宗教的輸血拒否ガイドライン」に則って対応します。

3. 妊娠中絶

「母性保護法」を遵守します。

4. 身体拘束について

当院の「身体拘束実施基準」に則って対応します。

5. 臓器移植について

当院は心臓停止下での臓器提供病院として、患者の臓器提供に関する意思を尊重し、臓器提供の希望がある場合は、当院の「臓器提供マニュアル」に則って対応します。

令和3年10月26日

病院長